

別紙1 定義集

本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「移転支援企業」とは、構成企業のうち、入居者移転支援業務を行う●をいう。
- (2) 「移転支援業務費」とは、本事業契約に基づき県が構成企業に支払うサービス購入費のうち入居者移転支援業務に係る対価をいう。
- (3) 「移転支援実費」とは、移転料、民賃仮住戸の保証金又は敷金、賃料、共益費、駐車場使用料等、駐輪場使用料、仮移転者が負担すべき修繕費及び原状回復費その他民賃仮住戸の賃貸借契約に基づき賃借人が賃貸人に支払うべき費用（以下、民賃仮住戸に関するこれらの費用をあわせて「民賃仮住戸の家賃等」という。）、並びに、移転料及び民賃仮住戸の家賃等の振込手数料をいう。
- (4) 「移転支援代表者」とは、移転支援企業のうち、移転支援企業を統括する●をいう。
- (5) 「移転料」とは、市が入居者の仮移転等及び本移転に対して入居者に支給する費用をいう。
- (6) 「仮移転」とは、入居者の既存住宅の空住戸又は民賃仮住戸への一時的な移転を個別に又は総称していう。
- (7) 「仮移転者」とは、入居者のうち仮移転する者をいう。
- (8) 「仮移転等」とは、仮移転及び退去等を個別に又は総称していう。
- (9) 「関連する公共施設等」とは、本事業契約に基づき構成企業が事業用地内に整備する二田・寿市営住宅集約建替事業要求水準書（市営住宅整備業務編）「第4 市営住宅整備業務に関する要求水準」「2 施設計画」「(3) 関連する公共施設等」の項に記載の施設等を個別に又は総称していう。
- (10) 「既存住宅」とは、事業用地内に存する既存の市営住宅とその付帯施設を個別に又は総称していう。
- (11) 「既存住宅等」とは、既存住宅、並びに解体撤去の対象とする、事業用地の一部である南東側隣接地内の既存残置物、及び事業用地に残存する地下埋設物を個別に又は総称していう。
- (12) 「基本協定書」とは、本事業に関し、市及び構成企業との間で令和6年●月●日に締結された、基本協定書をいう。
- (13) 「業務水準」とは、本事業契約、基本協定書、実施方針、実施方針等に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答又は提案書類（解釈に当たっての優先順位については第84条（解釈等）による。）に記載された、本事業の実施に当たり構成企業が履行すべき給付の内容及びその給付が満たすべき水準をいい、本事業契約に基づいて構成企業が履行すべき給付の内容及びその給付が満たすべき水準が変更された場合には、変更後の内容及び水準をいう。
- (14) 「協力企業」とは、構成企業から直接又は間接に業務を受託する企業をいう。

- (15) 「建設企業」とは、構成企業のうち、既存住宅等の解体・撤去、及び建替住宅等の建設工事備等の業務を行う●をいう。
- (16) 「工事監理企業」とは、構成企業のうち、工事監理業務を行う●をいう。
- (17) 「工事監理業務」とは、既存住宅等の解体・撤去及び建替住宅等の建設工事の工事監理業務並びにこれに関連する一切の業務をいう。
- (18) 「工事監理代表者」とは、工事監理企業のうち、工事監理企業を統括する●をいう。
- (19) 「工事期間」とは、既存住宅等の解体・撤去工事の着手日から、市営住宅整備業務及び入居者移転支援業務の完了日までの期間をいう。
- (20) 「構成企業」とは、本選定手続において本事業を実施する者として選定された事業者グループを構成する企業を個別に又は総称していう。
- (21) 「市」とは、泉大津市をいう。
- (22) 「市営住宅整備業務」とは、本事業に関し、本事業契約書に基づき行われる業務で、別紙3に市営住宅整備業務として定める業務を総称していう。
- (23) 「市営住宅整備費」とは、本事業契約に基づき市が構成企業に支払うサービス購入費のうち市営住宅整備業務に係る対価をいう。
- (24) 「事業用地」とは、二田住宅の立地する区域及びその南東側隣接地（私有地を合わせた区域である別紙5の図面上の●色線で囲まれた範囲にある土地をいう。
- (25) 「実施方針」とは、市が令和6年●月●日に公表した「二田・寿市営住宅集約建替事業 実施方針」をいう。
- (26) 「実施方針等に関する質問への回答」とは、実施方針等の公表後に受け付けられた質問に対して市が公表した県の回答をいう。
- (27) 「住替え」とは、二田市営住宅または寿市営住宅から建替住宅以外の市営住宅へ住み替えることをいう。
- (28) 「設計企業」とは、構成企業のうち、設計業務を行う●をいう。
- (29) 「設計業務」とは、既存住宅等の解体・撤去及び建替住宅等の設計業務並びにこれに関連する一切の業務をいう。
- (30) 「設計代表者」とは、設計企業のうち、設計企業を統括する●をいう。
- (31) 「退去」とは、入居者が建替住宅への移転も建替住宅以外の市営住宅への住替えもせず二田市営住宅または寿市営住宅から退去することを個別に又は総称していう。
- (32) 「退去等」とは、住替え及び退去を総称していう。
- (33) 「退去等支援業務」とは、入居者の退去等に係る支援等に関する業務をいう。
- (34) 「代表企業」とは、構成企業を代表する企業である●をいう。
- (35) 「建替住宅」とは、本事業契約に基づき構成企業が事業用地内に建設する市営住宅を個別に又は総称していう。
- (36) 「建替住宅等」とは、建替住宅、建替住宅の付帯施設、及び関連する公共施設を個

別に又は総称していう。

- (37)「建替住宅等用地」とは、事業用地のうち、建替住宅等を整備する用地をいう。
- (38)「建替住宅の付帯施設」とは、本事業契約に基づき構成企業が事業用地内に整備する二田・寿市営住宅集約建替事業要求水準書（市営住宅整備業務編）「第4 市営住宅整備業務に関する要求水準」「2 施設計画」「(2) 付帯施設」の項に記載の施設等を個別に又は総称していう。
- (39)「提案書類」とは、本選定手続において、構成企業が市に提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他構成企業が提出した一切の書類をいう。
- (40)「入居者」とは、二田市営住宅または寿市営住宅に入居している者をいう。
- (41)「入居者移転支援業務」とは、本事業に関し、本事業契約書に基づき行われる業務で、別紙3に入居者移転支援業務として定める業務を総称していう。
- (42)「入札説明書等」とは、本選定手続に関し、令和●年●月●日に公表された入札説明書及び入札説明書に添付された要求水準書、落札者決定基準、提案様式集、その他入札説明書と合わせて公表又は配布された資料（公表後の変更を含む。）をいう。
- (43)「入札説明書等に関する質問への回答」とは、入札説明書等の公表後に受け付けられた質問に対して市が行った回答及び回答とともに公表又は配布された資料をいう。
- (44)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、感染症の蔓延、騒乱、暴動その他武力の行使、その他の自然的又は人為的な事象であって、県及び構成企業のいずれの責めにも帰すことのできない事由をいう。ただし、法令の変更は、不可抗力に含まれない。
- (45)「法人等」とは、法人その他の団体をいう。
- (46)「暴排条例」とは、泉大津市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）をいう。
- (47)「暴力団」とは、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (48)「暴力団員」とは、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (49)「暴力団等」とは、暴力団、暴力団員、及び暴力団密接関係者をいう。
- (50)「暴力団密接関係者」とは、暴排条例第2条第3号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (51)「法令」とは、法律、政令、省令、条例、規則、告示、並びに国又は地方公共団体の通達、ガイドライン及び公的な解釈その他これらに準ずるものをいう。
- (52)「本移転」とは、入居者の建替住宅への移転を個別に又は総称していう。
- (53)「本移転等」とは、本移転及び退去等を個別に又は総称していう。
- (54)「本件工事」とは、市営住宅整備業務として実施される、既存住宅等の解体・撤去、及び建替住宅等の建設工事その他一切の工事を個別に又は総称していう。
- (55)「本件日程表」とは、別紙2に記載された事業日程表をいう。
- (56)「本選定手続」とは、本事業に関して実施された総合評価一般競争入札方式による民間事業者の選定手続をいう。

- (57) 「民賃仮住戸」とは、仮移転のために移転支援企業が確保し、所有者から仮移転者が賃借する民間賃貸住宅をいう。
- (58) 「役員」とは、泉大津市暴力団排除条例施行規則第 3 条第 5 号アに規定する「事業者の役員」をいう。
- (59) 「役員等」とは、泉大津市暴力団排除条例施行規則第 3 条第 5 号アないしエに規定する者をいう。